

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. IT 実装支援（IT 人材の育成支援等）

当社は、越境ECプラットフォームの運営を通じて、社内外のIT活用力の強化に注力しています。社内では、ITスキルの底上げを目的とし、エンジニアやデジタルマーケティング担当者を対象にした定期的な社内勉強会、及び外部研修受講支援制度を実施しております。また、業務効率化を目的としたITツール（クラウド型ERP、CRM等）の導入支援も行い、社員のITリテラシー向上を推進しています。加えて、パートナー企業や取引先に対しても、当社が開発するデータ連携システムや販売管理システムの導入サポートを行い、取引先のDX推進を支援しています。

b. 専門人材マッチング

当社では、事業拡大に伴い、IT分野や物流、貿易実務、マーケティングなどの専門人材の採用を積極的に進めており、外部人材紹介サービスや専門エージェントとの提携を活用しています。また、地域の中小企業との連携を通じて、必要とする専門人材とのマッチング支援も実施しています。たとえば、越境ECに関連する多言語対応スタッフや国際物流コーディネーターなど、特定分野の人材確保を支援する体制を整え、地域産業の活性化にも貢献しています。

c. グリーン化の取組（生産工程等の脱・低炭素化等）

当社は、物流DXの推進とともに、梱包・配送の最適化を通じた環境負荷低減に取り組んでいます。具体的には、AIベースの梱包・配送コスト最適化システムを開発し、過剰梱包の削減、配送ルートの効率化を実現することで、CO₂排出量の低減を目指しています。また、提携倉庫におけるリサイクル資材の活用、及び再生可能エネルギー由来の電力利用の促進も行っており、生産・物流工程全体のグリーン化を積極的に進めています。今後は、カーボンフットプリントの可視化にも取り組み、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引に限らず、当社が関わるすべての企業間取引においても、取引上の立場に優劣がある場合には、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の趣旨を踏まえ、公正で透明性の高い取引関係の維持に努めます。取引先との信頼関係を一層深め、相互の発展を目指すパートナーシップの強化を推進してまいります。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年5月14日

株式会社S A Z O

代表取締役 ギル・マロ

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。